

様式第5号（第6条関係）

橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成30年度 第22回委員会 平成31年2月13日（水） 於. 橿原市役所 分庁舎4階 会議室D	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 山本 勝昭 事務局 生活安全部長、生活安全部副部長 契約検査課長、検査技監、 契約検査課課長補佐4名 契約検査課統括調整員1名	
審議対象期間	平成30年4月1日～平成30年9月30日	
抽出案件	総件数 10件	(備考) 期間内入札等件数 総件数 306件
事後審査型条件付き 一般競争入札	2件	事後審査型条件付き一般競争入札 79件
指名競争入札	2件	指名競争入札 11件
総合評価落札方式	0件	総合評価落札方式 0件
プロポーザル方式	1件	プロポーザル方式 13件
随意契約	3件	随意契約 117件
条件付き一般競争入札	1件	条件付き一般競争入札 46件
設計施工方式	0件	設計施工方式 0件
条件付き一般競争入札 (事後審査あり)	1件	条件付き一般競争入札 (事後審査あり) 40件
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<入札及び随意契約の執行状況について>	
特になし	
<抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について>	
抽出事案1〔樫原神宮前駅東駐車場E V改修工事〕について	
5者の申請があり、4者の辞退となっているが理由は何か？	既設エレベータの製造メーカーが今回落札した業者製であったこともあり、仕様書の確認時点で他社が遠慮したのか定かではないが1者のみの応札となった。
既設エレベータの製造元のみが応札し、他社が辞退することが予見できたのではないか。その結果、1者のみの入札では競争性に問題があると思われるがどうか？	既設エレベータと新設するエレベータとでは駆動方式が異なっており、入札条件から7者は参加可能であったと確認している。しかし結果的には1者であった。
抽出事案3〔樫原市立畝傍中学校学校給食調理業務委託〕について	
再度入札しているが、第1回入札で落札者がいなかったのか？	長期継続契約の案件では、当該年度に予算措置されている予定価格と全契約期間にあたる予定総価格を設定している。 落札の判定は、予定価格と予定総価格の双方を下回り且つ予定総価格の最も低い者を落札者とするため、1回目では決定しなかった。よって即座に再度入札を行った。
第1回入札での5者応札から再度入札では3者辞退しているが理由は何か？	入札回数は2回を限度としているが、1回目の入札において底値を入札した業者は再度入札を辞退することになる。
他の給食調理業務で落札した別業者は、本事案よりも低い落札率になっているが、その理由は何か？	他の自治体でも給食調理業務の外部委託が増加し、業界自体が人手不足であることから、以前から業務している学校の継続落札は可能であるが、新規に他校への展開は困難であったと推測する。
同業者が継続落札を続けている現状において、入札の意義に疑問が生じる。今後は何か方策を考えているのか？	随意契約は考えていない。業務自体は提案の余地もなく価格競争で決定することが相当であり、入札において広く業者参加が可能な方法を検討していきたい。
抽出事案5〔かしはら万葉ホール受付及びこども科学館管理運営業務〕について	
対象業者が26者以上であったとしても参加業者が1者というのは競争性が確保されているとの判断に疑問が残るがどうか？	1者の場合に入札を中止する旨の明示が無いため入札を執行している。 また、一般競争入札において参加する利益を放棄したとみなし、公告段階で既に競争に敗れていると解釈している。
評価点数について、1者のみのであるため絶対評価になってしまうが、最低合格点を設定しているのか？	評価方法については実施要領に記載しており、51点に評価者を乗じた点数以上で最高得点の者を特定するとしている。本事案では600点中、最低合格点は306点以上となっている。
プロポーザル方式や総合評価方式は、価格競争のみならず技術提案や品質確保が期待できる反面、事務量が増大するデメリットがある。そこで結果的に1者のみ提案しかないということは実質価格競争が没却されてしまっていると考えられる。 今後は、指定管理者制度とも比較考慮が必要であると思われるので検討課題としてもらいたい。	/
長期継続契約の有意性は認めるが、結果的に3年毎に同業者が継続落札しているのか？	3年前も同業務をプロポーザル方式により発注した結果、2者の提案があり最終的に同業者が落札している。総じて継続落札が多いと思われるが、代替性の高い業務は新規参入も有り得る。

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案6〔北妙法寺第2公園外壁改修工事〕について	
緊急性による随意契約の判断基準はどのようなものか？	余震による倒壊を防ぐもので、1両日中という切迫した状態ではないが至急に工事する必要がある判断した。通常入札は業者決定まで4週間程度要するので、5号随契とした。
その他のブロック塀の随契工事について、契約日が6月～8月まで分散しているのはなぜか？	平成30年6月18日に大阪北部を震源とした地震による緊急対応工事は即座に5号随契を締結したが、その後の本復旧工事は、別途2号随契により締結したため契約日が分散している。
抽出事案7〔橿原市総合プールろ過ポンプ設備整備業務〕について	
「その性質又は目的が競争入札に適さない」その理由は何か？	代替性がない業務ではないが、その目的を達成するうえでより妥当であると判断した。その理由は従前の業者が橿原市の業務から撤退したため、運動公園の指定管理者であるスポーツ協会から設備機器の運転並びに維持管理を受託している当該業者を選定した。また、他の業者で業務可能な者を発見できず、同業者と契約することで責任分解点が不明確となるのを避けるためでもある。
抽出事案9〔平成30年度用品調達基金（インクトナー）年間契約〕について	
この案件も参加業者数が2者である。そもそも対象業者59者であるから、参加業者が少なくとも競争性が確保されているとは考えにくい。さらに参加業者を増やすことはできないのか？	本案件は一度入札に付し不調となっており、再度積算を見直し、地域条件を拡大しての再発注である。指名競争入札から現在、ほぼ全て一般競争入札へ移行しており、結果的に参加業者が少なかったとしか考えられない。
一度目の入札で不調となったとのことだが、なぜ不落随契しなかったのか？	不調になった入札では、再度入札時に1者となり入札打ち切りとなったため、自治法施行令「再度入札に付し落札者がいないとき」の規程が適用できなかった。
抽出事案10〔平成30年度橿原市浄化センター水質検査業務〕について	
1番札と2番札が僅差で、しかも非常に応札率が低いが、予定価格の設定も含めどのように考えているのか？	予定価格の設定については、建設物価から拾い上げ積算したもので積算根拠も明確である。低落札率について、入札は投函方式で執行しており予定価格は非公表、最低制限価格は設定していないため、2者による自由競争の結果であると考えられる。なお、完了時の検査においては適正履行が確認されている。
<建設工事種別の発注統計について>	
特になし	
<工事成績について>	
前回、工事成績の評価区分を改定するとのことだったが、どうなったのか？	改正されたのは工事成績の評価区分そのものではなく、工事成績による主観点の評価基準の改正のことになるが、平成30年度より運用開始している。
近年はB評価またはC評価しかないが、A評価は無いのか？	A評価となるには、秀でた提案による+αの点数が必要あり、工事自体も優秀かつ書類作成も完璧でないと困難と思われる。なおD評価について、平成23年までは散見されていたが、近年は業者育成が図られ無くなっている。
A評価は無くなったがC評価はどうなっているか？また、公表しているのか？	ややC評価が減少し、B評価が増加している。また、工事成績については通知し公表している。
B評価ばかりになっているので、インセンティブも働きにくいと思われる。B+やB-と細分化を検討することを要望しておく。	

委員からの意見・質問	市の回答
<入札参加資格停止措置の運用状況について>	
特になし	
<その他事項について>	
特になし	
<次回の開催について>	
次回の当委員会は、平成31年（2019年）8月に開催予定。	